

重要事項説明書

当事業所は契約に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供される支援の内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明します。

当居宅介護支援の利用は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方も便宜を図ります。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 熊本県球磨郡湯前町1693番地37
- (3) 電話番号 0966-43-4117
- (4) 代表者名 長谷和人

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所（平成11年10月1日指定）
熊本県4373100298
- (2) 事業所の目的 要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
- (4) 事業所の所在地 熊本県球磨郡湯前町1693番地37
- (5) 電話番号 0966-43-4117
- (6) 管理者氏名 税所恵美
- (7) 事業所の運営方針
 - 1 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
 - 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することないように、公平中立に行います。
 - 4 事業の運営にあたって、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成11年10月1日
- (9) 利用定員 100人（介護支援専門員1名当たり45名を上限とする）

3 事業実施地域及び運営時間

- (1) 通常の事業の実施地域 湯前町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	週6日（月～土） 年末年始は休みとなります。
営業時間	8：30～17：30

4 従業者の配置状況

事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援を提供する従業者として、以下の職種の者を配置しています。

＜主な従事者の配置状況＞従業者の配置については、指定基準を厳守しています。

職 種	人 数	区 分	
		常勤専任	常勤兼務
管理者	1名		1名
介護支援専門員	3名	2名	1名

5 利用者負担の額

1) サービス利用料金

国民健康保険団体連合会からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が国民健康保険団体連合会からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

2) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超えた地点からの距離に応じて1キロメートルあたり20円の支払を受けます。

3) 利用料金のお支払い方法

前記1)の料金・費用は、1回ごとに計算し、請求しますのでその都度、介護支援専門員にお支払い下さい。

前記2)の交通費も、サービス利用終了時にその都度、お支払い下さい。

6 同一事業者によって提供されたものの割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりである。（令和6年9月～令和7年2月）

① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 **28.7%**

通所介護 **63.2%**

地域密着型通所介護 **1.0%**

福祉用具貸与 **59.2%**

② 6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	湯前町社会福祉協議会 訪問介護 55.6%	美空訪問介護事業所 13.9%	訪問介護ステーション きずな 13.3%
通所介護	湯前町社会福祉協議会 デイサービス 70.2%	「美空」通所介護事業所 19.4%	デイサービスどんだん 6.8%
地域密着型通所介護	デイサービスセンターきずな 100%		
福祉用具貸与	(株)西金物店「泰西」 27.8%	池田メディカル 19.7%	久保田自動車 19.4%

7 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時30分までとします。

【苦情受付担当者（窓口）】

管理者 税所恵美	球磨郡湯前町1693番地37	0966-43-4117
----------	----------------	--------------

【第三者委員会】

黒崎昌三	球磨郡湯前町	(0966) 43-4082
右田秀美	球磨郡湯前町	(0966) 43-2165

【行政機関その他苦情受付機関】

湯前町役場 介護保険担当課	所在地 熊本県球磨郡湯前町1989番地1 電話番号 0966-43-4112
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本県熊本市健軍2丁目4番10号 電話番号・FAX 096-365-0811
熊本県運営適正化委員会	所在地 熊本県熊本市中央区南千反畑町3番7号 電話番号 096-324-5471

8 個人情報の使用等について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することとします。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 個人情報の種類

- (1) ケアプランアセスメント票
- (2) 居宅サービス計画書
- (3) 給付管理票

3. 利用目的

居宅介護支援事業を適正かつ円滑に行い、居宅介護支援事業を受けることを希望する者の介護保険サービス及びその他医療・福祉・保健サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。

4. 利用・提供方法

上記の書類は、居宅介護支援事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。また、下記により法人内部での利用又は外部への提供を行う。

(1) 内部での利用

- 1) 計画作成
- 2) サービス調整
- 3) サービス提供 等

(2) 外部への提供

居宅介護支援事業利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。

- 1) サービスの種類及び内容を調整するために、管理者、介護支援専門員、サービス提供責任者、生活指導員等を構成員とする担当者会議に居宅計画書（案）を提出する。
- 2) サービスの実施を効果的にすすめるために、居宅介護支援事業利用者にサービスを提供する介護保険事業者に居宅サービス計画書を提出する。
- 3) 介護保険給付管理のために、熊本県国民保険連合会に給付管理票を提出する。
- 4) 介護保険給付のために、熊本県国民保険連合会にレセプトを提出する。

5. その他の情報

居宅介護支援事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、居宅介護支援事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意を得ない限りは、居宅介護支援事業担当者以外には伝えない。

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 **主任介護支援専門員** 氏名 印

令和 年 月 日 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、個人情報の使用及び利用者への居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

【利用者】 住所 熊本県球磨郡湯前町 番地
氏名 印

【家族】 住所 熊本県球磨郡湯前町 番地
氏名 印（続柄 ）

【代理人】 住所 熊本県球磨郡湯前町 番地
氏名 印（続柄 ）